



長野県報

12月2日(月)
平成25年
(2013年)
第2528号

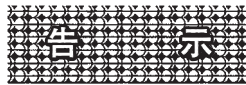
目次

告示

生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課).....	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称及び所在地の変更の届出(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出(地域福祉課).....	2
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市計画課).....	2
長野県収入証紙売りさばき場所の変更の届出(会計課).....	2

公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(経営支援課).....	3
皆伐面積の限度(森林づくり推進課).....	3
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課).....	4
開発行為に関する工事の完了(3件)(建築指導課).....	4
住民監査請求の監査結果の公表(監査委員事務局).....	5



長野県告示第567号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成25年12月2日

長野県知事 阿部 守一

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おおくま歯科	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2740-4	平成25年7月1日
日本調剤北條薬局	長野県下伊那郡阿南町北條2022番地	平成25年9月1日
村井そよかぜ薬局	長野県松本市村井町南2丁目19番13号	平成25年10月1日
元気長生きクリニック	長野県伊那市中央5047番地	平成25年9月1日
こすも内科クリニック	長野県佐久市平賀1927-1	平成25年9月1日
あさまコスモスクリニック	長野県佐久市長土呂字若宮1198	平成25年9月1日
佐久平もみの木薬局	長野県佐久市中込3639-33	平成25年9月1日
なのはな薬局	長野県佐久市長土呂1196-1	平成25年10月1日
医療法人財団大西会千曲中央病院(歯科)	長野県千曲市大字杭瀬下58	平成25年8月12日
上徳間薬局	長野県千曲市内川629番地1	平成25年10月1日

地域福祉課

長野県告示第568号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称及び所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成25年12月2日

長野県知事 阿部守一

診療所又は薬局

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
医療法人さとうは一ぶの里診療所	長野県北安曇郡池田町大字会染4855番地1	医療法人さとうは一ぶの里診療所	医療法人ふじかわは一ぶの里診療所	平成25年9月1日
丸子中央病院	長野県上田市中丸子1771番地1	丸子中央病院 長野県上田市中丸子1771番地1	丸子中央総合病院 長野県上田市上丸子335番地5	平成25年8月19日
薬局マツモトキヨシ上原店	長野県茅野市ちの243-7	薬局マツモトキヨシ上原店	上原ファミリー薬局	平成25年9月1日

地域福祉課

長野県告示第569号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成25年12月2日

長野県知事 阿部守一

診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
真正薬局	長野県大町市大町4127	平成25年10月1日

地域福祉課

佐久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

佐久都市計画区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び佐久市役所、御代田町役場

都市計画課

長野県告示第571号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成25年11月26日、次のとおり売りさばき場所変更の届出がありました。

平成25年12月2日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	寺島 睦史	諏訪郡下諏訪町東町中626	諏訪郡下諏訪町西四王4862-8 セブンイレブン下諏訪一ツ浜店
旧			茅野市宮川11400-1 ECOセンタービル1F セブンイレブン茅野長峰店

会計課

長野県告示第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年12月2日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称